

TAX INFORMATION

税のたより

納期前納付報奨金制度 が変更となります

6月は町県民税第1期の納期です。第1期の納期限までに全期分を納付された場合に交付している納期前納付報奨金の交付率などを、本年度より次のとおり改定します。

なお、口座振替による納税をご利用の方で納付区分(全納から期別または期別から全納)の変更を希望される場合は、印鑑(認印)をご持参のうえ6月19日(金)までに役場税務課で変更の手続きをお願いします。

改定内容

- 納期前納付報奨金の交付率 0.3%
 - 報奨金の限度額 3万円
 - 納期前納付可能な納期 1期に全額納付
- 役場 税務課
内線 175・176

公的年金から町県民税の 特別徴収が始まります

公的年金等に係る町県民税は、従来は年4回に分けて役場や金融機関等の窓口で納付していただいております(普通徴収)が、地方税法の改正により平成21年10月支給分

から前年の公的年金に係る町県民税を差し引いて年金が支給される制度(特別徴収)に改正されます。今回の改正は、納税者の皆さんの利便性の向上と徴収の効率化といった観点から、全国一律の制度として導入されるものです。

なお、この制度改正は納税方法を変更するもので、これにより新たな税負担が生じるものではありません。

対象となる方
公的年金に係る個人町県民

税の納税義務者のうち、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方

※老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満の方、当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える方は対象となりません。

対象となる税額
公的年金に係る所得に対する個人住民税の所得割額および均等割額

※特別徴収の対象となる給与所得がある方については、均等割額は給与から特別徴収されます。

問い合わせ先
役場 税務課
内線 175・176

税理士による 無料税務相談

開催日

6月10日(水)

時間

午後2時～4時

※一人30分以内

場所

役場 1階相談室

担当

東海税理士会津島支部所属

の税理士 内容

相続、贈与、確定申告(消費税含む)などに関する税務相談全般

申込方法

税務課へ電話でご予約ください。

その他

- プライバシーは守られます。
- 申告書等の税務書類の作成は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課
内線 175・176

あいち森と緑づくり税

県では、「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、森と緑を守り育てるための事業を行うため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入します。

●「あいち森と緑づくり税」の概要

個人県民税(住民税)の納税義務者の方には平成21年度分から均等割(年額1000円)に年額500円を、法人県民税の納税義務者の方には平成21年4月1日以降開始する事業年度分から均等割(年額2万円(80万円)の5%(年

平成21年度以降の公的年金に係る個人町県民税の徴収方法

●平成21年度および特別徴収を開始する年度の徴収方法

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	上半期		下半期		
期別					
納付月・年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収する税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

上半期は年税額の4分の1ずつを6・8月に普通徴収により納付していただき、下半期は年税額から普通徴収した額を差し引いた額を10・12・2月の老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から特別徴収します。

●2年目以降の特別徴収方法

期別	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付月・年金支給月						
徴収する税額	前年の下半期分の税額の3分の1ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		

上半期は前年の下半期の特別徴収額の3分の1ずつを仮徴収し、下半期はその年の年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から本徴収します。

額10000円(4万円)を「あいち森と緑づくり税」としてそれぞれ加算してご負担いただきます。

●「あいち森と緑づくり事業」の概要

「あいち森と緑づくり税」を活用し、環境保全や防災性の向上などさまざまな働きで私たちの快適な暮らしを支えてくれている森と緑を、健全な状態で将来に引き継いでいくために、**①森林の整備**、**②里山林の保全**、**③都市緑化の推進**、**④環境学習等の支援**などの事業を進めていきます。

問い合わせ先

①あいち森と緑づくり税に関すること

西尾張県税事務所

☎0586(45)3169

②あいち森と緑づくり事業に関すること

●森林・里山林に関すること
●農林水産部 森と緑づくり推進室

☎(954)6455

●都市の緑に関すること
●建設部公園緑地課

☎(954)6526

●環境学習等に関すること
●環境部 環境政策課

☎(954)6210

ご存じですか？

国民年金保険料の免除制度

国民年金は、20歳に加入し、60歳までの40年間のうち、最低25年以上の保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

ただし、免除を受けた期間については、年金を受給する時に年金額が減額されます。将来、有利な年金を受け取るためには、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

●免除の対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- 前年の所得(収入)が少なく、保険料を納めることが困難な方
- 失業により、保険料の納付が困難な方(「雇用保険受給資格者証」「離職票」等が必要)
- 地方税法に定める障害者または寡婦控除を受けられた方で、前年の所得が125万円以下の方

円以下の方

- 申請のあった日の属する年度または前年度において(災害震災・風水害・火災等)で、財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方

●申請免除の種類

●全額免除

保険料の全額(14660円)が免除されます。

●4分の3免除

保険料の4分の3を免除し、残りの4分の1(3670円)を納付するものです。

●半額免除

保険料の半額を免除し、残りの半額(7330円)を納付するものです。

●4分の1免除

保険料の4分の1を免除し、残りの4分の3(11000円)を納付するものです。

●免除を受けるには

申請し、承認されれば、保険料が全額または4分の3免除、半額免除、4分の1免除になります。承認には、前年の所得を確認する必要があります。

ため、毎年申請が必要です。なお、所得については本人・配偶者・世帯主の所得が審査の対象となります。

●若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳台)の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度です。

●本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予の対象となる所得の目安は、全額免除と同じ計算式で求めることができますが、若年者納付猶予の場合、世帯主の所得を除き、本人と配偶者の所得のみで判定します。

そのため、世帯主の所得が高いために保険料免除の対象とならなかった方が、若年者納付猶予の申請により対象となる場合があります。

●猶予された期間は年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。

●障害、遺族基礎年金を受け取ることができません

納付猶予期間中に障害や死

亡といった不慮の事態が発生した場合には、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができません。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 所得証明書、確定申告書写、源泉徴収票(平成21年1月1日現在本町以外で居住していた方)

申請場所

役場住民課

免除される期間

平成21年7月
～平成22年6月

問い合わせ先

中村社会保険事務所
☎(451)3485
役場住民課
内線121

内線121

役場住民課

内線121

役場住民課

内線121

役場住民課

内線121

役場住民課

内線121